

## 明石市における地域生活支援拠点等整備について

明石市障害福祉課

### 1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」といいます。）とは、厚生労働省が定める障害福祉計画の基本指針において整備方針が示された、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、その生活を地域全体で支える体制のことです。

拠点等の整備にあたっては、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能が求められています。

また、機能の充実のため、協議会等において検証及び検討を行うこととされています。

### 2 明石市の拠点等の整備状況について

本市では、明石市障害福祉計画(第5期)期間中において、本市の相談支援の中核的な役割を担う機関である明石市基幹相談支援センターの相談業務等を拠点等の機能として位置付けることを中心に、面的整備型による拠点等整備を進めました。

今後、障害者やその家族、それを支える地域資源等の状況に即した拠点等の整備を進めるため、各機能の運用状況について、明石市地域自立支援協議会で毎年、検証・検討を行うことを、明石市障害福祉計画(第6期)において決めました。

### 3 明石市基幹相談支援センターにおける実績について

#### (1) 相談

##### ① 運用状況

項目	令和2年度	令和3年度(9月末)
全体の相談件数	9,402件	5,073件
事前に連絡先を把握・登録し、連絡体制を確保している対象者の人数	1,475人	1,546人
上記事前登録者のうち、実際に連絡対応した人数	535人	349人
地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談の受理人数	32人	37人

② 今後の課題等

相談件数は年々増加傾向にあります。また、障害福祉サービスだけでは解決が困難な複合多問題事案、権利侵害（虐待を含む）事案等を含めた多岐に渡る相談が寄せられており、基幹相談支援センターの体制の充実とあわせて、職員育成（障害福祉分野の相談に対応できる知識と高度な相談援助技術の修得）の取り組みが課題となっています。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

① 運用状況

項目	令和2年度	令和3年度(9月末)
緊急時（虐待案件、障害者本人の状態変化、介護者の急病等）により短期入所、医療機関、その他の関係施設の受け入れを調整した人数	1人 (内訳) 短期入所1人	4人 (内訳) 医療機関2人 その他 2人

② 今後の課題等

短期入所の空床状況によって対応の難易度が大きく異なることが課題となっています。

(3) 体験の機会・場

① 運用状況

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、その都度、利用可能なグループホーム等を紹介するなど、体験の機会の提供を行っています。

② 今後の課題等

グループホーム実態調査(2020)で調査対象とした26か所のグループホームのうち、体験入居専用の居室を有し常時対応が可能なグループホームはありませんでした。

体験型グループホーム事業のような仕組みの整備が今後の課題となっています。

(4) 専門的人材の確保・養成

① 運用状況

項目	令和2年度	令和3年度(9月末)
明石市権利擁護・障害者虐待防止研修	3回	3回
事業所向けの虐待防止研修	3回	3回
相談支援専門員を対象とした事例検討会等	—	12回 (※内容は下記)

(※) 相談支援専門員を対象とした事例検討会（令和3年度）

- 4月:精神障害者の理解と支援のポイント（兵庫大学朝比奈先生）
- 5月:就労支援におけるアセスメントのポイント（あくと渡邊センター長）
- 6月:発達障害児者のアセスメントと支援プランを考える相談の進め方（発達支援センター木股所長）
- 7月:相談支援専門員の基本姿勢（濱口東播磨圏域コーディネーター）
- 8月:知的障害の特性理解と意思決定支援について（神戸女子大学植戸先生）
- 9月:支援者のメンタルヘルスについて（兵庫県立大学川田先生）
- 9月:福祉と防災について（森保社会福祉士・防災士）
- 10月:依存症の基礎知識（幸地クリニック中元精神保健福祉士）
- 11月:支援者の訪問やサービス利用を拒否する人への支援を考える（事例検討会）
- 12月:強度行動障害を呈する利用者の暮らしの場の選択とその支援を考える（事例検討会）
- 1月:グループスーパービジョンの実施（事例検討会）
- 2月:生活保護制度の概要とケースワーカーの業務（生活福祉課）
- 3月:自殺を仄めかす人への対応について（あかし保健所）

② 今後の課題等

- ・市内事業所の相談支援専門員を対象として、専門的な知識や情報の共有を目的とした事例検討会等を毎月実施します。
- ・権利擁護・障害者虐待防止に関する研修を毎年実施します。

(5) 地域の体制づくり

① 運用状況

明石市地域自立支援協議会運営会議・専門部会等において、指定特定・児童相談支援事業所の相談支援専門員、特定の支援対象に関わる支援機関、または、同種・近種のサービスを提供している事業所等の組織化（ワーキンググループ）に取り組み、連携体制の強化を図っています。

また、障害者等支援に関する課題について情報を集約し、地域の課題解決に向けた積極的な提言を行うとともに、有機的な連携の下で課題解決に取り組んでいます。

【ワーキンググループの内訳】

名称	参加者等
相談支援連絡会 (運営会議)	指定特定・児童・一般相談支援事業所の 相談支援専門員
ハートふるあかし (くらし部会)	精神科病院、精神科診療所、精神科訪問看護事業者、 精神障害者を主たる支援対象とする障害福祉サービス 事業所、あかし保健所、学識経験者
ヘルパーのつどい (くらし部会)	居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、 同行援護事業者、移動支援事業者等
すまいの会 (くらし部会)	障害者支援施設、宿泊型自立訓練施設、 共同生活援助（グループホーム）事業者等

生活介護事業者連絡会 (くらし部会)	生活介護事業者、 特別支援学校等
就労継続支援 B 型ネット ワーク (しごと部会)	就労継続支援 B 型事業者、 明石市障害者就労・生活支 援センターあくと、 特別支援学校等
児童通所サービス等事業者 連絡会 (こども部会)	明石市立発達支援センター、明石市立あおぞら園、 明石市立ゆりかご園、 児童発達支援事業所、 放課後等デイサービス、 特別支援学校、 指定児童相談支援事業者等

## ② 今後の課題等

専門部会を横断する形で「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等連絡会」を新たに設置し、指定障害福祉サービス事業者間の連携体制の強化に取り組んでいきます。

## 4 明石市の拠点等の整備方針について

厚生労働省の基本指針では、地域生活に対する安心感の担保、及び、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、拠点等の機能強化が必要であるとされています。

現在、本市においては、早期に対応する必要のある課題として次の2点があります。

- ・ **地域における緊急時の対応**
- ・ **施設や親元からグループホームや一人暮らし等へ生活の場を移行するための支援を提供する体制の整備**

地域における緊急時の対応の中でも障害者虐待事案への対応は、特に優先度の高い課題となっています。障害者の緊急一時保護に係る居室の確保について、様々な障害種別への対応を可能とするため、現在、居室確保のための仕組みを検討しています。

また、施設や親元からグループホームや一人暮らし等へ生活の場を移行するための支援を提供する体制の整備については、サービス提供基盤確保のため、従来から運用している明石市障害者グループホーム新規開設推進事業補助金について、令和3年度から、予算総額の増額及び補助率の改定（従来からの2/3を3/4へ）を行い、地域生活の場としてのグループホームの新規開設促進を図っています。

以上が現在の取り組み状況となります。今後も継続的に、市内の障害者のニーズや社会資源の状況、また、国の施策等に基づき、本協議会等において、明石市として優先的に強化すべき拠点等の機能について、検証・検討を行っていきます。